

重点点検分野（国際分野）に係る 主な取組状況等

【分野名】 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進

新規設定事項

- ・ 重点調査事項①：東アジアにおける地球環境及び地域環境の改善に係るネットワーク構築の進捗状況

第1回点検後フォローアップ事項

- ・ 重点調査事項②：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
- ・ 重点調査事項③：NGO／NPO等が東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割

●. 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進

【新規設定事項】

重点調査事項①：東アジアにおける地球環境及び地域環境の改善に係るネットワーク構築の進捗状況

アジアにおける地域環境の保全・改善に向けた取組の強化及び技術移転を進める観点から、アジア太平洋環境会議（エコアジア）、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）、低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）、アジア3R推進フォーラム、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）、アジアEST地域フォーラム、アジア水環境パートナーシップ、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ、地球規模での生物多様性観測ネットワーク体制構築の推進等、マルチのネットワーク構築の進捗状況について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 東アジアの国や地域単位の共通の目標や計画の策定、共同で実施するプログラムの作成・実施などのために、政策対話及び個別分野でのネットワークを通じて、当該国・地域の環境の状況、環境管理能力、環境保全上の課題やニーズを把握するよう努めます。

②主な取組状況等

- 環境省は、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため、平成20年（2008年）6月、「クリーンアジア・イニシアティブ」をとりまとめています。これは、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指し、①低炭素型・低公害型社会の実現、②循環型社会の実現、③気候変動に適応し、自然と共生する社会の実現、④市場のグリーン化による環境配慮型経済活動の推進及び⑤連携の基盤の整備を図ることとし、各国の伝統、文化等に配慮しつつ、我が国の経験や、優れた技術・組織・制度をアジアに移転することにより、アジアの公害防止と温暖化対策を同時に実現するために、各種施策をパッケージとしてとりまとめたものです。

クリーンアジア・イニシアティブに掲げられた施策は、平成21年度（2009年度）、環境省において重点事項として位置づけられ、推進されているところですが、本点検との関係では、

- ・ アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(A P N)
- ・ アジア太平洋環境開発フォーラム(A P F E D)
- ・ 低炭素社会国際研究ネットワーク (L C S - R N e t)
- ・ アジア3 R 推進フォーラム
- ・ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(E A N E T)
- ・ アジアE S T 地域フォーラム
- ・ アジア水環境パートナーシップ
- ・ 地球規模生物多様性モニタリング推進事業 (一部)

に関連する記述が盛り込まれています。 **環境省**

○ 本点検において対象としている取組の位置付けは、概ね、以下の表のとおり、整理することができます。

外務省，国土交通省，環境省

ネットワーク等	対象環境分野	会合/組織体	関連施策実施の有無
アジア太平洋環境会議 (エコアジア)	分野横断	会合	無
アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(A P N)	分野横断	組織体	有
アジア太平洋環境開発フォーラム(A P F E D)	分野横断	組織体	有
低炭素社会国際研究ネットワーク (L C S - R N e t)	地球温暖化	会合(※)	無(※)
アジア3 R 推進フォーラム	循環	組織体	有
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(E A N E T)	大気(酸性雨)	組織体	有
アジアE S T 地域フォーラム	大気(EST)	会合	無
アジア水環境パートナーシップ	水	事業(※※)	有(※※)
東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ	生物多様性	事業(※※)	有(※※)
地球規模での生物多様性観測ネットワーク体制構築の推進	生物多様性	事業(※※)	有(※※)

(注) この表は、中央環境審議会総合政策部会の事務局が、各省からの取組状況についての報告の内容をもとに整理したものです。必ずしも、関係各省の了解の上で整理されたものではありません。

(※) 現在は会合として位置付けられるが、今後、組織体に発展し、政策決定プロセスに貢献する研究協力施策が進むことが考えられる。

(※※) 環境省の事業として国際的な施策が展開されているものであり、その一環として国際的なフォーラム等の会合も開催されている。

個々の取組の状況は、以下のとおりです。

(1) アジア太平洋環境会議（エコアジア）について

アジア太平洋環境会議（エコアジア）は、アジア太平洋地域における持続可能な開発に向けた政策対話、環境政策の進め方等についての意見交換等の場を提供し、各国相互の協力を推進することを目的として、環境省が主催し、環境担当大臣、国際機関代表者、国内外の環境関連団体、学識経験者等アジア太平洋地域の環境リーダーが参加し、自由な意見交換を行う会合です。

平成3年（1991年）に東京で開催されて以来、ほぼ毎年、我が国の国内で開催されており、これまで、16回の会合が開催されてきました。第三次環境基本計画が策定された平成18年（2006年）4月以降も、3回の会合（第14回～第16回）が、それぞれ、さいたま市、福岡市及び名古屋市で開催されています。

この会議は、アジア太平洋地域における環境対話の促進に貢献しましたが、平成14年（2002年）からは、ASEAN+3環境大臣会合が、また、平成20年（2008年）からは、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合が始まったことから、平成20年度（2008年度）に開催された第16回会合をもって、この会議は終了となっています。

環境省

(2) アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）について

APNは、アジア太平洋地域における地球環境変化の研究を推進するとともに、その研究への発展途上国からの参加を促進し、科学者・研究者と政策決定者との連携を強化することを主な目的とした、オーストラリア、バングラディッシュ、カンボジア、中国、インド等21カ国が加盟する政府間組織であり、事務局は兵庫県神戸市に置かれています。

平成8年（1996年）の第1回政府間会合をもって設立され、主に「気候」、「生態系、生物多様性及び土地利用」、「大気圏、陸域圏、海域圏の変化」、「資源（食糧、水、エネルギー及び物質）の利用と持続可能な開発への道筋」、「横断的分野及び科学と政策の連携」等の研究領域について、公募・選定した研究に対する支援が行われています。また、平成21年度（2009年度）からは、発展途上国における気候変動への適応に関する研究能力開発の課題を中心として研究支援プログラムの拡充が図られています。

なお、我が国からは、毎年度、本ネットワークに資金が拠出されています。

環境省

(3) アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）について

アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）は、環境分野において、アジア太平洋地域が直面している重要な課題について討議し、より衡平で持続的な発展のモデルを提示することを目的とした、アジア太平洋地域の各国及び国際機関から推薦を受

けた有識者から構成されている会合です。

平成13年（2001年）のエコアジアにおいて設置の合意に至り、平成16年（2004年）までのファーストステージにおいて採択された「最終提言」は、環境及び自然資源管理に関する意思決定、実施、モニタリングの過程に環境要素を組み込んでいく上で不可欠な「持続可能な開発に向けた統合的アプローチのための提言」、市民社会、民間企業及び公共部門という3つの主体を、あらゆる人間活動を環境上健全なものとしてゆくための活動へと取り込む方策に言及した「ステークホルダー間の連携強化のための提言」、及び淡水資源、エネルギーと清浄な大気等5つのセクターにおいて持続可能性に関する様々な原則を適用していくための「主要分野間の提言」により構成されています。

また、当該提言を実行に移すための「アクションプラットフォーム」も発表されています。アクションプラットフォームには、①マルチステークホルダー間の政策対話（環境に関するテーマを設定し、政府、企業、NGO等とその分野の専門家による環境政策対話を実施する取組）、②知識イニシアティブ（持続可能な開発に関する優れた政策や事業を表彰するとともに、優良事例のデータベースを構築する取組）及び③改革ショーケース（持続可能な開発に関する先導的プロジェクトについて、活動を促進する資金の提供、内容の分析・助言等を行うほか、成功事例の普及等を支援する取組）が盛り込まれており、これらは、平成17年（2005年）より開始されたセカンドステージにおいて、実際に推進されています。

第三次環境基本計画が策定された平成18年（2006年）4月以降については、平成18年度（2006年度）はアデレード、平成19年度（2007年度）は成都、平成20年度（2008年度）はダバオにおいて、それぞれ全体会合が開催され、上記取組の進捗状況の報告、レビュー、成果取りまとめに向けた議論等が行われています。

なお、これらの取組は、一部UNEP/ROAPとの連携を図りつつ、我が国の資金により、環境省が進めているものです。**環境省**

(4) 低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)について

平成20年（2008年）5月のG8環境大臣会合（神戸）において、「神戸イニシアティブ」のひとつとして日本がその発足を提案し、平成21年（2009年）4月のG8環境大臣会合（イタリア・シラクサ）で発足が了承された会合です。

現在、日本を含む6カ国から10の研究機関が参加し、これらの研究機関が低炭素社会に関する研究についての情報共有と研究協力を進めるとともに、その成果に基づく政策提言を通じて、G8を含む気候変動に関する国際政策決定プロセスに貢献することが期待されています。

本年（平成21年（2009年））10月に、イタリアで第1回年次会合が開催される予定です。**環境省**

(5) アジア 3 R 推進フォーラムについて

アジア 3 R 推進フォーラムは、各国政府間の対話を軸に、国際機関、援助機関、研究機関、民間セクター等の幅広い関係者が参加し、パイロット事業の形成・実施、研究協力など 3 R 推進のための地域協力のプラットフォームとなることを目指すものです。

平成 20 年（2008 年）10 月にベトナム・ハノイで開催された東アジア首脳会議（E A S）環境大臣会合において、我が国から本フォーラムの発足を提案し、参加各国の賛同を得ました。

また、平成 21 年（2009 年）6 月に本フォーラム設立に向け、「アジア 3 R 推進フォーラム設立準備会合」が東京で開催され、本フォーラムにおいて優先して対処すべき課題、対処のために国際機関・援助機関等が連携して実施する活動・プログラム等についての協議が行われています。

平成 21 年（2009 年）後半には本フォーラムを発足させ、各国における 3 R 国家戦略の実施に向けた取組状況のフォローアップ、各国の廃棄物処理や 3 R に係る優良事例の共有及び拡大等を通じて、アジア各国の 3 R 国家戦略の実施を促進することとしています。

なお、「アジア 3 R 推進フォーラム」を開催するとともに、国家戦略に基づく取組を促進するためのモデル的事業計画の策定等を行うため、今年度から国連機関に資金を拠出することとしています。**環境省**

(6) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(E A N E T)について

E A N E T は、東アジアにおける酸性雨問題の状況に関する共通理解を形成すること、酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報を提供すること及び参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進することを目的とした、東アジア地域の 13 カ国（ロシアを含む。）が参加する政府間のネットワークです。

平成 13 年（2001 年）より本格稼働しており、酸性雨のモニタリング、モニタリングにより得られる各種データの評価、保管及び提供並びに精度保証・精度管理、モニタリングに係る技術支援・研修の実施、酸性雨に関連した調査研究活動の推進等の取組が進められています。

また、平成 17 年（2005 年）の政府間会合において、「E A N E T への財政的な貢献のための健全な基礎を提供する適切な文書及びその法的ステータス」について議論を開始するとの決定が採択され、現在、E A N E T の設立基盤を強化し、将来の発展に資する文書の策定を目指し、参加国間で議論が進められています。

本ネットワークの活動により、東アジア諸国における大気環境能力の向上、広域大気汚染に係るデータの集積及び原因等の科学的解明への貢献等が期待されるところであり、我が国からは、毎年度、本ネットワークに資金が拠出されています。

外務省、環境省

(7) アジア E S T 地域フォーラムについて

アジア E S T 地域フォーラムは、アジア地域における環境的に持続可能な交通（E S T）の実現を目指して、環境省と国際連合地域開発センター（UNCRD）が共同で開催しているアジア諸国政府のハイレベルな政策対話を行う会合です。

平成17年（2005年）に、第1回会合が愛知県名古屋市で開催され、アジア地域が目指す E S T の基本的考え方及び取組の継続的实施等を定めた「愛知宣言」が採択され、第三次環境基本計画が策定された平成18年（2006年）4月以降も、3回の会合（第2回～第4回）が、それぞれ、ジョグジャカルタ、シンガポール及びソウルで開催されています。平成21年（2009年）2月に開催された第4回会合では、アジア地域22カ国（ASEAN10カ国、南アジア8カ国、中国、日本、韓国及びモンゴル）の代表が参加し、各国政府による E S T の実現に向けた取組状況の発表等による先進事例等の共有、世界銀行等を交えたコベネフィット・アプローチ等による発展途上国に対する支援についての議論等が行われ、アジアにおける低炭素社会・グリーン成長への E S T の推進に向けた「ソウル宣言」が採択されています。

我が国の政府としては、環境省と国土交通省が連携しながら、我が国の E S T の取組を紹介しており、今後は、アジア地域における E S T の実現に向け、具体的事業に取り組まれていくことが期待されます。国土交通省、環境省

(8) アジア水環境パートナーシップについて

アジア水環境パートナーシップは、アジアモンスーン地域の水質汚濁問題の解決を図ることを目的とし、水環境情報の基盤整備、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の拡充、参加国の政策課題の分析・政策提言の策定等を通じた、水環境施策に携わる主体の能力・体制の強化を図る事業です。

平成15年（2003年）の第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議の成果として各国の自発的な水問題解決への行動を取りまとめた「水行動集」に、環境省が登録した施策の1つであり、平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までを第1期として位置付け、①アジア地域の様々なステークホルダーによる水環境保全活動の発表、意見交換等を通じた能力開発、情報の共有化等を図るための国際フォーラムの開催、②参加国の水環境行政に係る情報の収集、ニーズや意向を把握するための二国間会議の開催、③収集した情報をパートナー国（カンボジア、中国、インドネシア、日本等11カ国）間で共有するための「アジア水環境パートナーシップデータベース」の構築等の情報基盤の整備及びパートナー国関係者の協力体制の拡充等が図られました。平成21年度（2009年度）から始まる第2期では、①政策課題の分析や、国内の研究機関との連携を通じたパートナー国の政策立案担当者の能力向上支援、②政策立案者の研究成果等の情報の収集によるデータベース情報の拡充、③政策対話を通じた水環境行政の推進等を図り、パートナー国の人材育成及び政策課題分析・政策提言の策定等を中心に、事業を展開していくこととされています。

なお、これらの取組は、我が国の資金により、環境省が進めているものです。

環境省

(9) 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブについて

東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブは、生物多様性条約の目標達成に貢献することを目的とし、東・東南アジア各国及び関係機関の参加のもと、生物多様性条約の履行、各国の生物多様性保全施策に直ちに利用可能な生物多様性情報の整備等を行う環境省の事業であり、平成20年度（2008年度）から進められています。

平成21年（2009年）1月には、東・東南アジア各国での分類学の状況、関連情報の共有、国際協力の現状についての各方面からの報告を受け、生物多様性条約の目標達成に向け、何が求められており、何をしなければならないかを議論する国際シンポジウム及び専門家会合が東京で開催されました。このときの議論は戦略としてまとめられ、平成21年度（2009年度）以降の事業の進め方の指針とするべく、現在参加予定国と調整が行われています。平成21年度（2009年度）は、整備すべき生物多様性情報のニーズ調査を行うとともに、保全に必要な生物多様性情報の収集、整備及び管理上必要になる生物の分類学能力の向上を図るため、地域レベルでの分類学能力構築のための作業計画と、パイロット研修プログラムを作成することとされています。

現在、環境省では、東・東南アジア各国（ASEAN10カ国、中国、韓国及びモンゴル）に対し、将来的な生物多様性情報の整備を目指す本取組への参画を呼びかけており、近い将来、参加各国のニーズに応じた生物多様性情報が整備され、適切な情報提供が進むことが期待されます。 **環境省**

(10) 地球規模での生物多様性観測ネットワーク体制構築の推進について

「地球規模での生物多様性観測ネットワーク体制構築の推進」は、地球規模の生物多様性・生態系変化が問題となっている現下において、地球規模、国レベルでの生物多様性保全に貢献することを目的として、国際的で一元的な生物多様性モニタリングのネットワーク（各国の各種機関が行っている生物多様性のモニタリング活動を結びつける体制）を確立し、データの収集・分析を推進し、その変化を的確に把握・評価することを目指す環境省の事業であり、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブとともに、地球規模生物多様性モニタリング推進事業の一部として位置付けられ、平成21年度（2009年度）から進められています。

具体的には、地球観測に関する政府間会合（GEO）の下に組織される生物多様性観測ネットワーク（GEO-BON）等との協力の下、アジア・太平洋レベルでの生物多様性観測ネットワークを構築することを目指しており、平成21年度（2009年度）は、7月にアジア・太平洋地域の各国や国際機関の専門家が参加する国際ワークショップを開催し、既存の生物多様性観測に関するプログラム及び研究者のネットワークの構築、データの統合化に向けた方向性等について検討が行われたほか、活動計画の作成も進められています。 **環境省**

【第1回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項②：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合

国際的な経済連携・地域統合と環境の融合に向け、協定に貿易自由化に伴う環境面での悪影響を防止する規定を設けたり、相手国の環境配慮を促したりする取組については、その実効性の担保やより高度な環境政策を促すには限界があることを踏まえ、

- ・ 相手国の環境保全に係る制度的なバックアップを図るための専門家レベルや政府における様々な立場における政策対話の推進及び相手国の継続的な環境政策の定着に向けた積極的協力（技術移転等）

について、調査を実施しました。

①第1回点検における指摘内容

- 相手国の環境保全に係る制度的なバックアップを図るためにも、専門家レベルや政府における様々な立場において政策対話を進めるとともに、技術移転も含め、相手国の継続的な環境政策の定着に向けて、積極的に協力をすることが求められます。

②主な取組状況等

- 東アジア諸国を中心に締結が進められてきた経済連携協定について、既に発効しているものとしては、

- ・ 日・シンガポール経済連携協定（平成14年（2002年）11月）
- ・ 日・メキシコ経済連携協定（平成17年（2005年）4月）
- ・ 日・マレーシア経済連携協定（平成18年（2006年）7月）
- ・ 日・チリ経済連携協定（平成19年（2007年）9月）
- ・ 日・タイ経済連携協定（平成19年（2007年）11月）
- ・ 日・インドネシア経済連携協定（平成20年（2008年）7月）
- ・ 日・ブルネイ経済連携協定（平成20年（2008年）7月）
- ・ 日・ASEAN包括的経済連携協定（平成20年（2008年）12月）
- ・ 日・フィリピン経済連携協定（平成20年（2008年）12月）

があり、また、署名に至っているものとしては、

- ・ 日・ベトナム経済連携協定（平成20年（2008年）12月）
- ・ 日・スイス経済連携協定（平成21年（2009年）2月）

がありますが、これらの協定の中には、適切に環境への配慮が行われるよう、以下のような規定を設け、環境に配慮した経済連携・地域統合の推進が図られています。

- (1) 総則章：一般的例外において、ガット第20条を引用することにより、「人、動物又

は植物の生命若しくは健康の保護のための必要な措置」等がとられることとしている。
(全ての経済連携協定において規定)

(2) 投資章：環境規制を通じて投資を促進することを奨励してはならない旨の条文が盛り込まれています。(マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア及びスイスとの経済連携協定において規定)

(3) 協力章：協力を図る分野として「環境」を明記し、環境分野における協力を進めることとしています。(マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア及びASEANとの経済連携協定において規定)

外務省，経済産業省

○ 東アジアを中心とした発展途上地域において、専門家派遣等により各国の自立的な環境政策構築を支援するとともに、様々なレベルでの環境に関する政策対話の枠組みにおいて環境協力を推進することにより、相手国との多層的な連携を確保し、相手国における経済と環境が両立した持続的な社会の実現が図られています。なお、第1回の点検以降に行われた各レベル（閣僚級、局長級及び事務レベル）の政策対話及び専門家派遣等の例としては、以下のものがあります。

【閣僚級】

- ・ 平成20年（2008年）10月に開催された東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合において、「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」のフォローアップに向けた今後の協力の方針について議論が行われ、我が国からはクリーンアジア・イニシアティブ及びその具体的施策について紹介されました。
- ・ 平成20年（2008年）12月に開催された第10回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM10）において、三カ国の最新の環境政策についての情報交換が行われたほか、北東アジア地域の環境問題への対応と今後の協力の方向性についての議論等が行われました。
- ・ 平成21年（2009年）6月に開催された第11回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM11）においては、気候変動、環境教育等、今後5年間に取り組むべき三カ国の環境協力の優先分野を定めた共同コミュニケが合意されました。本会合の成果は、本年開催予定の第2回日中韓サミットに報告される予定です。

【局長級】

- ・ TEMMの下での枠組みであるTEMM準備局長級会合及び日中韓三カ国黄砂局長級会合が平成21年（2009年）4月に開催され、大臣間で合意された事項の準備等が行われています。
- ・ 平成19年（2007年）8月の合意に基づき、同年9月以降日中環境汚染対策に関する局長級政策対話が継続的に実施されています。平成21年（2009年）3月には第6回局長級政策対話が開催される等、水環境分野等の日中協力についての政策対話が行われました。
- ・ 平成19年（2007年）12月の合意に基づき、平成21年（2009年）3月に日本インドネシア局長級政策対話を行い、コベネフィット協力等について意見交換が行われています。

【事務レベル】

- ・平成19年（2007年）11月の日ASEAN首脳会議において福田内閣総理大臣が提案した日ASEAN環境対話が、平成20年（2008年）に開始され、課室長級の会合がこれまでに2回開催されました。当該対話において、日ASEAN統合基金（JAIF）を活用した環境関係のプロジェクト構築について、ASEAN各国代表と議論が行われ、平成21年（2009年）にはASEAN各国より提案のあったプロジェクト2件がJAIFによる環境分野の案件として初めて採択されました。このことは、日ASEAN間の環境協力の進展に大きく寄与しています。
- ・EAS環境大臣会合等において紹介・評価されたアジア地域において持続可能な社会の実現を目指す各種具体的施策が、事務レベルで推進されています。
- ・TEMMの下で具体的に協力を推進する枠組みとして8つのプロジェクトが推進されています。このうちの1つとして、日中韓環境産業円卓会議がこれまで8回開催されており、本年（平成21年（2009年））10月には、第9回会合が中国での開催されることとなっています。

【専門家派遣等】

- ・国際協力機構（JICA）による専門家の派遣等により、各国の自立的な環境政策の構築に向けた支援が行われています。また、JICAによる集団研修や、各国からの個別研修受入等が進められています。
- ・また、平成21年（2009年）6月の日中韓三カ国環境大臣会合時の日中環境大臣会談での合意に基づき、6月23日から約2週間を日中環境汚染対策協力ゴールデンウィークとして各種ワークショップ等が開催されました。今後とも水・大気分野の汚染物質の総量削減や、コベネフィット・アプローチ等の協力を一層深めることが合意されました。 **環境省**

- 以上に加え、技術移転という観点で、ここでは特に、コベネフィット・アプローチ（注1）に着目します。

先進国では、経済成長の過程で環境汚染を経験し、克服し、その後、現在、地球温暖化問題への対応が喫緊の課題となっていますが、途上国では、現在、急速な経済成長等に伴う環境汚染と、地球温暖化問題との双方への対応が、同時に喫緊の課題となっており、この課題の解決に向けて、途上国のニーズを満たしつつ、途上国が参加できる気候変動対策を進めることが必要となっています。

このため、我が国は、これまで、気候変動が主要な議題となる主な国際会合等の場で、コベネフィット・アプローチの重要性を繰り返し主張してきています。具体的には、平成19年（2007年）5月に安倍内閣総理大臣により打ち出された「クール・アース50」において、コベネフィット・アプローチが取り上げられ、その後開催された東南アジア諸国連合やASEANや東アジア・サミット（EAS）の首脳級会合、平成20年（2008年）には、G8環境大臣会合、北海道洞爺湖サミット、EAS環境大臣会合等においても、宣言文書等にコベネフィット・アプローチが盛り込まれる過程で、我が国は主体的な役割を果たしてきています。

また、平成19年（2007年）12月にパリで開催された第13回気候変動枠組条約締約国

会合（C O P 13）において設立され、以後、次期枠組に向けた集中的な議論が進められている特別作業部会（A W G）等においては、我が国は、技術移転におけるコベネフィット技術の重要性や、コベネフィット・アプローチに資するC D M / J I（注2）についての優遇的な取り扱いをすべきことを主張しており、実際に、環境省において、平成20年度（2008年度）に「コベネフィットC D Mモデル事業」が新設されたほか、平成11年度（1999年度）より実施していたC D M / J I事業フィージビリティ調査においても、平成21年度（2009年度）より、コベネフィットを実現するC D M / J I事業を中心として調査案件の募集が行われています。

この他、コベネフィット・アプローチに資する東アジア各国におけるプロジェクト支援としては、J I C Aが、中国貴陽市において、大気汚染対策、粉塵対策、排煙脱硫対策等7つの重点プロジェクト「中国貴陽市環境モデル都市プロジェクト」を実施しているほか、平成19年（2007年）12月に中国環境大臣との間で合意された「日本国環境省及び中華人民共和国国家環境保護総局によるコベネフィット研究とモデル事業の協力実施に関する意向書」とインドネシア環境大臣との間で合意された「日本国環境省とインドネシア共和国環境省による、コベネフィット・アプローチを通じた環境保全協力に関する共同声明」に基づき、コベネフィット研究及びモデル事業が共同で進められています。**環境省**

【第1回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項③：NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割の強化・向上

「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させる担い手となる、多様な主体による取組を促進する観点から、NGO/NPO等の役割に関し、

- a) 現地での具体的活動（環境教育等）が期待されるNGO/NPOに対する助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報等の提供
- b) NGO/NPOと日本の政府機関との交流促進、同じ分野のNGO/NPO間のネットワーク構築の働きかけ
- c) NGO/NPOに期待される役割等の整理、NGO/NPOが国際的環境協力に参加しやすくなる方策（行政との連携、財政支援、技術支援等）の戦略的検討

について、調査を実施しました。

①第1回点検における指摘内容

- コミュニティレベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待されるNGO/NPOについては、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などの有益な情報の提供などを行う必要があります。
- 国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供や意見交換など日本の政府機関との交流の促進、同じ分野のNGO/NPO間のネットワーク構築の働きかけなどを行う必要があります。
- NGO/NPOに期待される役割や何が国レベルでできなくてNGO/NPOであればできるのかという概念を整理した上で、行政とNGO/NPOとの連携や財政支援、技術支援も含め、NGO/NPOが国際的環境協力に参加しやすくなる方策を戦略的に検討することが必要です。

②主な取組状況等

- 第1回点検における本重点調査事項に係る指摘を受け、環境省では、NGO/NPOへの情報提供やネットワーク構築、支援方策の検討を目的として平成20年度（2008年度）より、以下のとおり、アジアで活動するNGOの連携連絡会合を2つ開催しています。
- ◇ アジアで持続可能な開発のための教育（ESD）にとりくむ日本のNGOの連携連絡会合（平成21年（2009年）3月、東京）

この会合は、平成17年（2005年）より「国連持続可能な開発のための教育10年」が始まり、アジア地域でのE S D分野における国際協力が進みつつあるものの、国連、各国政府、N G O等が行っている国際協力活動の内容や課題が十分に共有されていない現状を踏まえ、アジア地域での日本のN G OによるE S D分野の国際協力の現状や課題について情報を共有し、今後のN G Oによる国際協力のあり方について議論する場として、開催されました。具体的には、

- ・ アジアにおけるE S Dの国際協力において日本のN G Oに期待されている役割を明確化すること
- ・ E F A、U N L D等において既に実施されている活動においてE S Dを如何に効果的に導入していくかを明確化すること
- ・ 国際協力においてN G Oが活動を進める上での資金源等基本的事項に関する情報を共有すること

の3点について、情報共有・意見交換が行われました。

この会合には、日本のN G O 13団体、海外（インド）のN G O 1団体、環境省及び国連大学高等研究所等が参加しています。

◇ アジアで持続可能な地域づくりにとりくむ日本のN G Oの連携連絡会合（平成21年（2009年）3月、東京）

アジア地域において、現在、140あまりの日本のN G Oが活動しているものの、地域づくりを進めていく中で、持続可能な地域づくりや環境配慮の観点をどう取り込んでいくかについての具体的な取組方法についての情報が必ずしも十分ではなく、多くの団体が手探りの状態で活動を進めているとの現状を踏まえ、アジア地域での日本のN G Oによる持続可能な地域づくりの現状や課題について情報を共有し、今後のN G Oによる環境に配慮した持続可能な地域づくりのあり方を議論する場として、本会合が開催されました。具体的には、

- ・ 持続可能な地域づくりににおける国際協力の現状と課題を共有すること
- ・ 主に環境を中心とした持続可能性の視点を地域づくりに盛り込む際に必要な点や具体的事例を共有すること
- ・ 持続可能な地域づくりにおいて日本のN G Oが果たしうる役割を明確化することの3点について、情報共有・意見交換が行われました。

この会合には、日本のN G O 15団体、海外（インドネシア）のN G O 1団体、環境省、国連大学高等研究所等が参加しています。

これらの会合により、アジア地域での環境教育等の具体的活動を進めているN G O / N P O間において、これまで日本国内では十分に共有されてこなかった優良事例、課題、当該国の環境情報等を提供する機会が共有されるとともに、行政とN G O / N P Oとの交流と問題意識の共有が促進されました。以上により、これら会合は、今後我が国のN G O / N P Oによる国際貢献を強化していくためのファースト・ステップとしての役割を果たしました。**環境省**

○ 平成20年（2008年）7月、我が国で主要国首脳会議（G8北海道洞爺湖サミット）が開催されましたが、これに先立ち、持続可能な社会の実現を目指し、環境、平和、事件、世界の貧困問題の解決と開発等の地球規模の問題に取り組んでいるNGOにより、「2008年G8サミットNGOフォーラム」が結成されました。このフォーラムの活動には、世界の市民社会との連携を通じて、これらの地球規模の問題についての論点を明らかにし、日本政府およびG8各国政府に対し、提言と働きかけを行う「政策提言活動」、政府が地球規模の問題について取り組むように市民を巻き込んだ政府への働きかけを行う「キャンペーン活動」及び市民によるもう一つのサミットとして市民やNGOが参加できるワークショップやシンポジウムを行う「市民サミット2008の開催」の3種類があり、問題の種類により、環境ユニット、貧困・開発ユニット及び人権・平和ユニットの3つのユニットによる活動がおこなわれました。このうち環境ユニットは、環境問題に携わるNGOにより構成され、「気候変動」、「生物多様性」及び「3Rイニシアティブ」の3つの課題に重点を置き、環境問題についての市民の啓発活動、我が国政府との意見交換や提案、NGOと政府や企業との対話の場の設定等の活動を行いました。環境省は、地球環境パートナーシッププラザ（注3）の事業の一環として、例えば、以下のような具体的な支援を行いました。

- ・ G8環境大臣会合時のNGOの参加支援（運営サポート等）
- ・ 市民サミット2008開催への協力（運営サポート等）
- ・ 地域ミーティングの開催協力（広報活動、現地での受け入れ団体の紹介等）
- ・ 関係省庁との連絡協力
- ・ 一般向け勉強会・NGOミーティングの開催 等 **環境省**

○ なお、NGO/NPOによる環境保全活動への資金の助成、人材育成、情報提供等に資する支援枠組みとしては、地球環境基金による支援、日本NGO連携無償資金協力等があります。

地球環境基金については、独立行政法人環境再生保全機構が、基金の運営・管理を行っており、資金の助成のほか、活動を支えるための情報提供、調査研究、人材育成研修等も併せて行われています。開発途上地域におけるNGO活動の支援に当たっては、ASEAN地域等アジア太平洋地域での活動を中心とする審査方針をとっており、平成21年度（2009年度）については、国内の団体による開発途上地域での環境保全活動については、27件、約1.1億円の支援が、海外の団体による開発途上地域での環境保全活動については、5件、約0.1億円の支援が行われています。 **環境省**

日本NGO連携無償資金協力は、外務省が行っている資金協力制度であり、開発途上国・地域で活動する日本のNGOが実施する草の根レベルの経済・社会開発事業等に対して、無償で資金協力を行うものです。この制度は、必ずしも環境分野の事業等のみを対象としている訳ではありませんが、当該事業等も当然に資金協力の対象となり、平成18年度（2006年度）には4件、平成19年度（2007年度）には2件、平成20年度（2008年度）には2件の環境分野に係る事業が採択されています。また、平成21年度（2009年度）には、自己資金負担の発生しない上限額を引き上げ、自己負担比率を

引き下げる等、利便性向上に向けた制度の拡充を図っています。 外務省

(注1) コベネフィット・アプローチ … 温室効果ガスの削減と環境汚染対策を同時に達成する取組。我が国が、国際協力の観点で想定している、具体的なコベネフィット・アプローチの対象分野、対策活動等を整理すると、以下のとおりとなる。

コベネフィット対象分野	対策活動	環境改善便益	温暖化対策便益
大気汚染	燃焼の改善	大気汚染物質(SO _x , NO _x , 煤塵)の減少	CO ₂ 排出削減
	燃料転換	大気汚染物質(SO _x , NO _x , 煤塵)の減少	CO ₂ 排出削減
	交通対策	大気汚染物質(SO _x , NO _x , 煤塵)の減少	CO ₂ 排出削減
水質汚濁	河川のヘドロ等からのメタン発生防止	水質改善、悪臭防止	CH ₄ (メタン)排出削減
廃棄物	適切な生ゴミ埋立	廃棄物の適正処理	CH ₄ (メタン)排出削減
	バイオマス廃棄物活用	廃棄物の減量	CH ₄ (メタン)排出削減

(注2) CDM/JI … CDMとは、「クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism)」の略称であり、先進国の資金・技術支援により開発途上国において温室効果ガスの排出削減等につながる事業を実施し、その事業により生じる削減量の全部又は一部に相当する量を先進国が排出枠として獲得し、その先進国の削減目標の達成に利用することができる制度。また、JIとは、「共同実施(Joint Implementation)」の略称であり、CDMと同様に排出削減等につながる事業を互いに削減目標(排出枠)を有する先進国間で実施するもので、その事業によりホスト国で生じる削減量の全部又は一部に相当する量の排出枠を投資国がホスト国から獲得し、投資国の排出枠に加えることができる制度。

(注3) 地球環境パートナーシッププラザ … 環境省、国連大学及び環境パートナーシップ会議(地域の環境団体や、政策提言を行う環境NGOを支援し、企業や政府とつなぐことによって、課題を解決に導く新しい力を生み出すことを目的に活動している一般社団法人)が共同で運営する、地球規模の環境問題に取り組む企業、NGO、研究機関等の連携を推進する組織。